

防府市家庭系廃棄物等収集運搬業務委託最低制限価格制度 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、防府市が発注する家庭系廃棄物等収集運搬業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13を準用する場合を含む。）の規定により、家庭系廃棄物等収集運搬業務委託に係る競争入札において最低制限価格制度を実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 対象業務は、防府市家庭系廃棄物等収集運搬業務委託基準要綱第2条に定める家庭系廃棄物等の収集運搬業務（以下「委託業務」という。）とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 入札書比較最低制限価格は、入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額をいう。）に10分の7を乗じて得た額とする。
（円単位未満切捨て）

- 2 最低制限価格は、入札書比較最低制限価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。（円単位未満切捨て）
- 3 最低制限価格については、予定価格調書の予定価格が記載された欄の下に、「最低制限価格¥〇〇」と記載し、さらに、入札書比較最低制限価格を「（入札書比較最低制限価格¥〇〇）」と記載しておくものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(落札者の決定)

第5条 予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、最低制限価格を下回る入札者は落札者となれないものとする。同額入札が2者以上あるときは、落札者の決定をくじ引きにより行うものとする。

(最低制限価格及び予定価格の公表)

第6条 最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者があるときは、物品調達等の入札結果等に係る情報の公表に関する事務取扱要領第3条の規定にかかわらず最低制限価格及び予定価格を公表するものとする。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則（一部改正）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則（一部改正）

この要領は、平成28年9月21日から施行する。